

## 被爆体験者精神影響等調査研究事業拡充の概要

被爆体験者精神影響等調査研究事業は、平成14年度より、長崎県在住の第二種健康診断受診者証所持者の方に対し、被爆体験（「キノコ雲を見た」「光を見た」等）が原因の精神疾患（PTSD等）及びその合併症について医療費（本人自己負担分）を助成しているものです。これまで、多くの合併症を追加してきましたが、事業開始から20年が経過し、被爆体験者の高齢化が進んでいること鑑み、令和5年度より、次のとおり大きく事業を拡充いたしました。

### 1. 対象者について ※令和5年度から東京都在住の方も対象になりました

これまで長崎県在住者のみを対象としていましたが、令和5年度より**居住する場所に限らず、第二種健康診断受診者証の交付を受け（原子爆弾が投下された当時胎児であった者を除く）、被爆体験が原因の精神疾患に罹患していることを認められた方**が、本事業の対象となりました。

本事業の医療費の助成を受けるためには、第二種健康診断受診者証に加えて、**被爆体験者精神医療受給者証の取得が必要**になります。

### 2. 合併症とがんの関連性に関する調査について

令和5年度から、合併症と「がん」についての研究がスタートいたしました。

匿名化された診療報酬明細書のデータより、合併症とがんの関連性について調査研究していく予定です。

被爆体験者精神医療受給者証の交付申請には、上記調査に対する同意が必要になります。

### 3. 一部のがんの医療費助成について

上記調査を実施するにあたり、令和5年4月1日より、下記の「がん」について、医療費の助成が受けられるようになりました。

がんの医療費の助成を受けるためには、申請手続きが必要です。

※被爆体験者精神医療受給者証については、裏面をご覧ください。

#### 医療費助成の対象となる「がん」

胃がん、大腸がん、肝がん、胆嚢がん、膵がん、乳がん、子宮体がん

### 4. 医療費助成の対象となる疾病について

【～令和5年3月31日】 被爆体験者精神医療受給者証に記載されている対象精神疾患及び対象合併症のみ

【令和5年4月1日～】 被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する精神疾患又は関連する身体化症状・心身症であれば、以下を除き医療費助成の対象になります。  
(精神疾患及び対象合併症の認定手続きは不要)

#### 医療費助成の対象とならない疾病

・がん（一部のがんを除く）  
・被爆体験以前にかかった精神病  
・感染症  
・むし歯のうちC1、C2、Ce（エナメル質初期う蝕）  
・外傷  
・遺伝性疾患  
・先天性疾患



被爆体験者精神医療受給者証の新規申請方法につきましては、裏面を御確認ください。

## 5. 被爆体験者精神医療受給者証の交付について ※東京都在住の方

### (1) 第二種健康診断受診者証をお持ちでない方

- ・本制度を利用するには、第二種健康診断受診者証を取得していただく必要があります。
- ・第二種健康診断受診者証の取得は**東京都**へ申請が必要です。

#### 【第二種健康診断受診者証に関する問い合わせ・申請先】

- 東京都 保健医療局 保健政策部 疾病対策課 被爆者援護担当  
〒180-0023 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号  
TEL 03-5320-4473

### (2) 第二種健康診断受診者証をお持ちの方

- ・ **被爆体験者精神医療受給者証の交付申請が必要です。**
- ・ **被爆体験者精神医療受給者証の申請先は長崎市**になりますので、下記の長崎市担当部署にご相談ください。  
(※東京都では被爆体験者精神医療受給者証の発行は行っていません。)

#### 【被爆体験者精神医療受給者証に関する問い合わせ・申請先】

**長崎市**へお問い合わせください。

- 長崎市 原爆被爆対策部 調査課  
〒850-8685 長崎市魚の町4番1号  
TEL 095-829-1147